

老人福祉センター

横浜市狩場緑風荘の概要

1 老人福祉センターの特色

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉センターで、横浜市内に居住している 60 歳以上の人及びその付添人が利用対象となります。高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としています。個人、団体とも、利用料は無料です。

老人福祉センターにおける特徴的な事業としては、以下の 3 点です。

(1) 趣味の教室

高齢者に生きがいづくりの機会を提供するため、文化系からスポーツ系まで幅広い範囲で、地域のニーズに応じた各種講座を企画、運営しています。

(2) 大広間の利用

舞台ではカラオケや踊り、座敷では休憩や飲食が可能ですが（飲酒は不可）。原則として個人利用となります。

(3) 「高齢者福祉大学」事業の実施

高齢者が社会生活に必要な知識を習得し、心豊かな生活を目指すことを目的とし、横浜市の補助事業として横浜市老人クラブ連合会が実施しています。老人福祉センターでは、会場の優先利用に協力しています。

2 施設のあらまし

横浜市老人福祉センター狩場緑風荘は、環境事業局（現：資源循環局）保土ヶ谷工場の余熱利用施設として、建設費総額約 7 億 6 千 126 万円をかけ、昭和 55 年 10 月（工場は 55 年 6 月）に完成し、翌 11 月に「老人福祉法」に基づく高齢者の利用施設として開館し、現在まで約 25 年が経過しております。保土ヶ谷工場の余熱利用施設としては、ほかに保土ヶ谷プールが隣接しております。

横浜市では、このような施設を 1 区に 1 館を目標に建設を進めてきており、現在では 18 全区（余熱利用施設 5 館）にこのような施設が設置されております。

狩場緑風荘の年間利用者数は 113,292 人（開館 340 日、男性 66,906 人、女性 46,386 人）で、1 日平均利用者数は 333 人となっています。

施設の種別については、狩場緑風荘は特 A 型館に指定されております。特 A 型館は A 型館に保健関係部門を強化した施設（診療室、検査室、運動指導室等）で、高齢者の健康増進を図るため、栄養、運動等の指導を行うこととされています。具体的には、当館で実施している栄養教室、栄養相談、健康相談、健康体操等の保健事業がこれにあたります。

3 施設の概要

(1) 名称

老人福祉センター横浜市狩場緑風荘

(2) 所在地

横浜市保土ヶ谷区狩場町 295 番地 2

(3) 開所年月日

昭和 55 年 11 月 1 日

(4) 建物の概要

構 造 鉄筋コンクリート造り 地上2階

竣工年月 昭和55年10月

敷地面積 4,386.28 m²

延床面積 2,414.23 m²

施設内容

2階：読書室、工作室、和室（4）、茶室、屋上庭園

1階：事務室、会議室、ロビー、大広間、娯楽室、作業室、中広間、機能回復訓練室

　　スポーツ室、浴室（男・女）、脱衣室（男・女）、健康相談室、診察室

　　ロッカー室、喫煙コーナー

地階：機械室、監視室

4 施設の主な業務

(1) 受付

利用者が入館対象者であるかの確認をするとともに、利用者の非常時に緊急連絡先を把握できるようにします。

なお、受付及び利用の際に提供された個人情報については当センターの

ア 利用対象者

（ア）市内に居住する60歳以上の方、及びその付添人

（イ）市内に居住する方の60歳以上の父母、祖父母及びその付添人

イ 利用料

無料（趣味の教室等で使用する教科書・材料費等は実費）

ウ 利用時間

午前9時から午後5時まで

（ア）浴室の利用

午前10時30分から午後3時30分まで（午後3時までに入つてもらうよう案内しています。）

（イ）大広間でのカラオケと踊り

午前9時45分から正午まで、午後1時から午後3時45分まで

（ウ）和室の利用（10人程度の団体の代表者が申込可能）

午前10時から午後3時まで

（エ）会議室の利用（高齢者以外の地域の市民を対象に貸出）

原則、午前10時から午後3時まで

エ 受付方法

センター利用証の提示をしてもらいます。初めての利用の方の場合は、健康手帳、長寿のしおり、敬老特別乗車証の提示をしてもらいます。（緊急連絡先の把握のため）

利用証等を携帯していない利用者は、個人利用者名簿に住所、氏名等必要事項を記入してもらいます。

オ 休館日

施設点検日（毎月第4火曜日）及び年末年始（12月28日から1月4日まで）

カ 利用制限

（ア）他人に危害または迷惑を及ぼすおそれのある者。

例）館内での飲酒や泥酔者の入館。指定された場所以外での喫煙、飲食。館内での喧嘩。

伝染病の疾患のある者の入館。

(イ) 善良な風俗を害するおそれのある者。

例) 館内を裸で歩き回ること。

(ウ) その他管理上支障があると認められる者。

例) 館内での営利行為。館内での宗教活動（布教）。館内での政治活動。土足での入館。

一般の方の自動車での来館。（永田台公園方面からの自転車、バイクでの来館は保土ヶ谷プールとの関係から認めることとなっています。）

キ 集計

毎日の男女別、区分別、団体別、部屋別、教室別の利用者数を集計します。

また、これを1か月間集計した結果を福祉局高齢福祉推進課及び保土ヶ谷区地域振興課へ報告します。

(2) 掲出物（ポスター、チラシ等）の取扱い

館内への掲出物の掲示については要望が多数ありますが、内容によっては掲示が不適切な場合もあり、それらについては適正な取扱いを図る必要があります。

ア 掲出できるもの

(ア) 公共団体または公共的団体が主催、共催するもの

(イ) 公共団体または公共的団体が後援するもので、内容が老人福祉センター等にふさわしいもの。

(ウ) 老人福祉センター等の事業に関するもの

(エ) 地域活動に関するもの

イ 掲出できないもの

(ア) 特定の政治団体の利益になると思われるもの

(イ) 特定の宗教団体の利益になると思われるもの

(ウ) 特定の営利団体及び個人の利益になると思われるもの

(エ) その他、老人福祉センターの管理運営上好ましくないもの

(3) ヘルストロンの利用申込み

ヘルストロン（椅子に座るだけで、9,000Vの電界が全身をスッポリ包み、身体の調子の悪い部分を自力で治す力を向上させ、高齢者に多い、肩こり、不眠症、頭痛、慢性便秘等の諸症状に効果があるといわれる電位治療器）を設置して、健康の維持増進を図っています。

ア 利用時間

午前9時10分から午後3時50分

イ 通電時間

20分（1人1日1回限り）

ウ 利用者数

80人（毎日）

エ 利用方法

利用者が事務所受付で利用者名簿に氏名を記入し、利用券を受け取り、申込み順に使用します。

オ 利用上の注意

(ア) 入浴前後20分間の使用禁止。

(イ) 通電中の人にに対する接触の禁止。

(ウ) 心臓病、高熱時、急性の病気、悪性腫瘍の人の使用禁止。

(4) 浴室

公衆浴場法第2条第1項による許可を受けた浴場を設置しています。

浴室内の衛生管理は利用者を伝染病等から守るものであり、徹底して行わなければなりません。

また、浴室は施設内で最も事故が多いところであるため、安全管理には十分配慮する必要があります。

ア 衛生管理に関する法令

- (ア) 公衆浴場法
- (イ) 公衆浴場法施行規則
- (ウ) 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和48年県条例）
- (エ) レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針について（平成15年厚生労働省告示第264号）

イ 利用者の制限

次に該当する者は入浴できません。

- (ア) 伝染性疾患のある者。
- (イ) 善良の風俗を害するおそれのある者。
- (ウ) その他管理上支障があると認められる者。

（入館時にチェックできない場合があるため注意を要します。）

ウ 浴室の維持

（ア）清掃について

脱衣場、浴室、浴槽、桶、椅子等洗面用具は毎日1回以上清掃します。

浴槽内で失禁があった場合は、即使用を中止し、浴槽内の清掃及び消毒を行います。

（イ）浴槽の湯について

前日以前に使用した湯または水は、重ねて浴用には使用しません。また、使用中の浴槽の湯は、常に満たされているようにします。

エ 事故防止

浴槽内は室温が高いため、長湯をすることでのぼせの状態になり、貧血で倒れる場合もあるため、常に浴室の利用者に注意をする必要があります。

また、定期的に巡回して、湯の温度、カミソリ等危険物の排除、利用者の状況の把握に努める必要があります。

(5) 施設の維持管理

ア 館内外の美化清掃

館の大広間・ロビー及び廊下については毎日、その他については定期的にセンター職員により清掃を行っています。

なお、浴室及びトイレ、カーペットについては毎日、Pタイル、コルク床、窓ガラス、照明器具については定期的に委託業者が行っています。

館外については、正面玄関・職員通用口等は毎日、玄関前広場、屋上等は定期的にセンター職員が行っています。

イ 機械設備の保守点検委託及び修繕等

小破修繕のうち、簡易なものはセンター職員が行います。その他は業者委託で行います。

(6) 緊急時対応

台風、大雨、大雪等の気象事情または利用者が施設内での事故による怪我をした場合に、適切な処置をします。

(7) 地震及び防災訓練

消防法上、不特定多数の人が利用する施設については、地震防災応急計画及び消防計画を所轄の消防署に提出することになっています。また、地震及び防災訓練を年に2回以上実施することとされています。

(8) 個人情報の保護

受付及び利用の際には、最小限の個人情報のみを提出していただきており、個人情報の取扱いについては十分注意し、当センターの事業運営以外の利用は一切しません。

また、職員に対しても、個人情報の取扱いに関する教育を行い、適切な取扱いができるよう指導しています。

5 施設が行う主な事業

老人福祉センターは、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設であるため、次のような事業を行っています。

(1) 趣味の教室

高齢者の方々が生きがいをもって、明るく豊かな生活が送れるよう「趣味の教室」等を実施しています。

ア 受講資格

市内在住の満60歳以上の方

イ 開校期間

原則として前期（4～9月）と後期（10～3月）の2期制。講座によっては通年であったり、募集時期が不定期の場合があります。

ウ 受講生の募集方法

(ア) センターの職員が直接、保土ヶ谷区の区政推進課広報相談係に募集要項の原稿を提出。

基本的に、前期の内容は広報よこはま保土ヶ谷区版2月号に、後期の内容は同8月号に掲載されます。

(イ) 福祉局高齢福祉推進課において、市内18館すべての開講内容を一覧にした「老人福祉センターのごあんない」(別添)を前期、後期ごとに作成し、利用者への配布用として各センター、各区地域振興課、各区老人クラブ連合会等に送付しています。

この作成にあたり、その年の後期分については6月下旬頃、翌年度前期分については12月下旬頃に、福祉局高齢福祉推進課から各センターへ、講座内容の事前調査を依頼しています。

エ 申込方法

前期は2月、後期は8月の下旬に行います。受講者本人がセンターに申込みます。

申込みは、栄養教室を除いて1人1教室のみです。また、同一教室を再受講することはできません。

受講申込が少ない場合は、休講ことがあります。(少ない事例：煎茶道、茶道)

エ 受講者の決定

定員を超えた場合は抽選により決定します。結果は申込者全員にはがきで連絡します。

オ 受講料

無料。ただし材料費等は受講者に負担してもらいますが、自己負担額が過大にならないようチェックする必要があります。

カ 報告

実績報告（実施回数、受講者数等）を、前期分は10月中、後期分は4月中に、福祉局高齢福祉推進課に提出します。

キ 広報

「老人福祉センターのごあんない」（別添）のチラシ及び「広報よこはま保土ヶ谷区版」で行います。

ク その他

- (ア) 所定の日数（概ね7割）以上出席された方には修了証を差し上げています。
- (イ) 台風、雪等の気象状況や講師の都合により教室を休講する場合は、あらかじめ作成してある教室の連絡網により連絡を行います。
- (ウ) 開校式及び閉校式は、全教室において行います。
- (エ) 趣味の教室の作品展示会を行います。（前期：9月末、後期：3月末 3日間）趣味の教室で学んだ成果を教室ごとに受講生が発表します。
- (オ) 講師への謝金に関しては、1回あたり5,000円を標準として運営しています。

（2） 大広間の利用

大広間は原則として個人利用の形態をとり、舞台ではカラオケや踊り、座敷では休憩や飲食が可能です。（飲酒は不可）

ア カラオケ、踊り

希望者が多いため、コミュニティスタッフが1名専属で担当し、順番整理や曲出し等の諸作業を行っています。

イ 湯茶提供

コミュニティスタッフが1名専属で担当し、センター利用者に提供しています。また、食事がとれるようになっており、憩いの場を提供しています。

（3） 「高齢者福祉大学」事業

ア 概要

高齢者福祉大学は、高齢者が高齢者としての社会生活に必要な知識を習得し、社会への適応能力を高め、生きがいのもてる心豊かな生活を目指すことを目的として、横浜市の補助事業という形式で市老人クラブ連合会が実施しています。

老人福祉センターでは、老人福祉法第20条の7の趣旨に基づき、会場の確保、提供等を行っています。

イ 内容等

(ア) 受講資格

市内在住の概ね60歳以上の人。ただし、特別講座は、一般講座を修了した人。

(イ) 開講期間

a 一般講座

5月～10月の週2回、計30回、午前9時50分～正午

b 特別講座

5月～翌年2月の週1回（土）、計35回、午前9時50分～正午

(ウ) 募集定員

- a 一般講座
50人～90人
- b 特別講座
150人

(エ) 受講申込

申込書に必要事項を記入し、保土ヶ谷区老人クラブ連合会事務局、保土ヶ谷区福祉保健課運営係または狩場緑風荘へ申込。申込受付期間は3月上旬～4月上旬。

(オ) 受講料

1,000円

(カ) 講座内容

- a 一般講座
高齢者福祉行政の現状、法律知識、食生活、一般教養など
- b 特別講座
時事解説、古典文学、歴史（郷土史）、健康づくりなど

ウ 受講生の募集方法

広報よこはま市版の3月号に募集概要を掲載。掲載依頼は福祉局高齢福祉推進課が行います。

エ 経費等について

高齢者福祉大学講座の講師謝金等、運営に係る費用は、すべて市老人クラブ連合会が負担、支出します。

オ 狩場緑風荘とのかかわり

講師の選定や運営に関する連絡調整など、大学の実務運営は、保土ヶ谷区老人クラブ連合会が選出した運営委員（6～7人）が行います。狩場緑風荘としての実務は、会場の確保と申込書の受付程度です。毎年秋頃、市老人クラブ連合会から会場確保の依頼があります。

(4) 相談

老人福祉センター設置の目的のひとつとして、地域の高齢者に対して各種の相談に応ずることになっています。

ア 健康相談

高齢者の疾病的予防、治療に関する相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

横浜市医師会の医師に依頼し、血圧、尿検査を毎週金曜日に行います。

イ 生活相談

高齢者のために生活、住宅、身上等に関する相談が利用者からあった場合、適切な助言、援助をセンター職員により行います。

(5) 栄養教室

高齢者の健康づくりのために、食生活を見直し、バランスある栄養の摂取と消費について、栄養士等が調理実習、試食をとおして行います。

また、大広間での講話をとおして高齢者の健康に関する意識を高めてもらい、健康の維持、増進をお手伝いします。

ア 受講資格

市内在住の満60歳以上の方

イ 開校期間

(ア) 基礎コース（男性・女性教室） 4月～3月

※ 基礎コースを修了した方が専修コース（12か月）へ、専修コースを修了した方が研修コース（12か月）へ進めます。

(イ) 専修コース（男性・女性教室） 4月～3月

ウ 申込受付

基礎コース（男性・女性教室）については、2月に行います。申込は、受講者本人がセンターに申し込みます。

エ 受講者の決定

定員を超えた場合は抽選により決定します。結果は申込者全員にはがきで連絡します。

オ 受講料

無料。ただし材料費は実費（年間8,000円）を受講者に負担してもらいます。

カ 報告

実績報告（実施回数、受講者数等）を、年1回、4月中に、福祉局高齢福祉推進課に提出します。

キ 広報

「広報よこはま 保土ヶ谷区版」に掲載します。

ク その他

開校式及び閉校式は、基礎コース及び専修コースで行い、専修コース修了者に修了証を出しています。

(6) 健康体操

高齢者の健康づくりのために、無理なく実施できる体操の講習会を毎週金曜日に行います。受講者は健康相談の診断により、医師が認めた場合のみ受講できます。募集は趣味の教室と一緒に行います。

実施回数等実績を福祉局高齢福祉推進課に報告します。講師謝金についても高齢福祉推進課で支払います。

(7) 研究会活動

趣味の教室卒業生に継続的な学習支援及び自主活動の支援を行うため、6か月間部屋等の優先利用を認めています。

ア 対象者

趣味の教室卒業生で希望する者が自主的に行う。

イ 費用

趣味の教室と同程度の謝礼を研究生が講師に支払う。

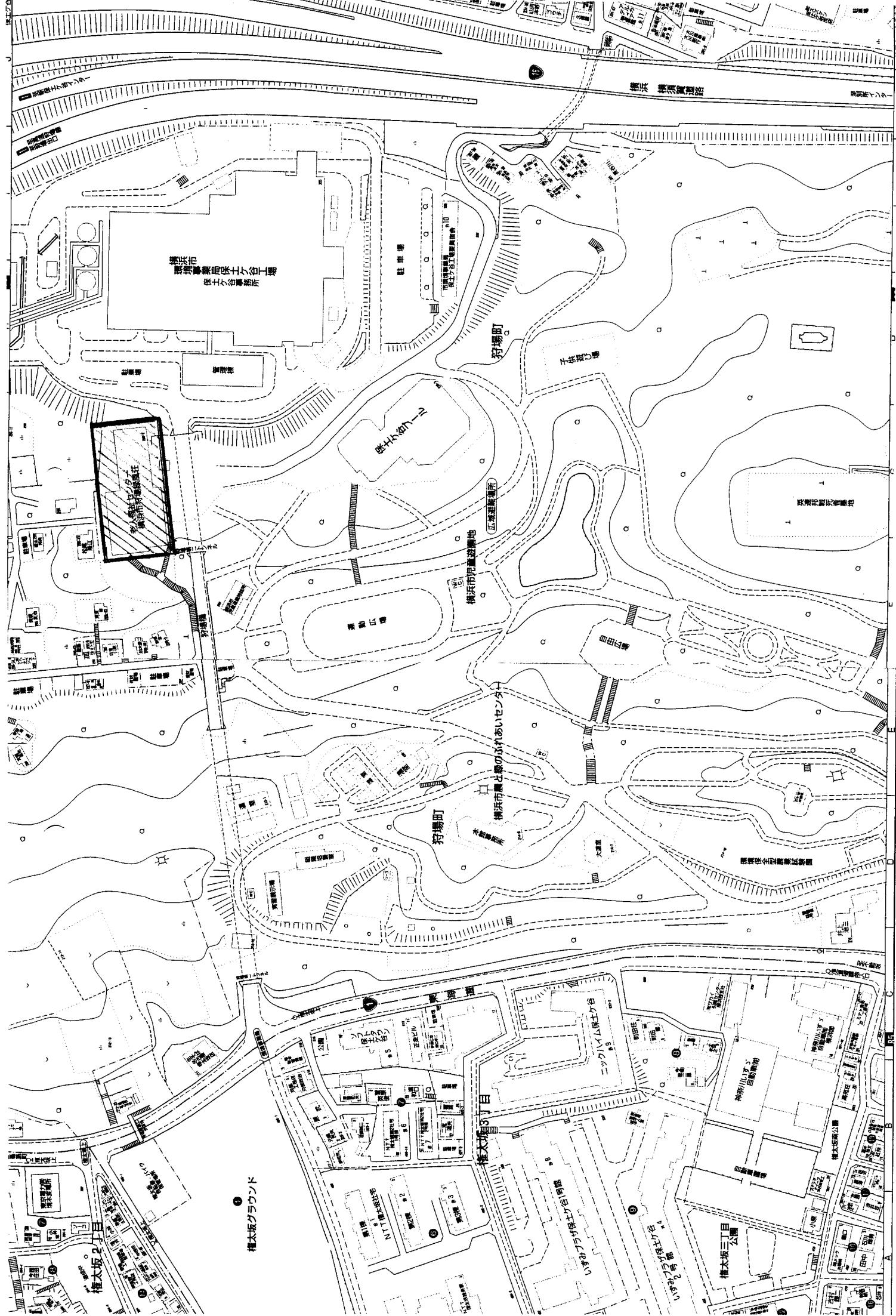
老人福祉センター設置の趣旨から、研究生は会員の金銭負担を軽くすること、また、公的施設であることを常に認識し、謝礼が高額にならないように留意する必要があります。

(8) クラブ活動

趣味の教室研究会卒業生がグループを作り、自主的に趣味の教室の勉強を続けていくために、クラブの名簿をセンターに提出して、その代表者からの申込みにより、和室等を利用することができます。このクラブ活動には講師はおりません。

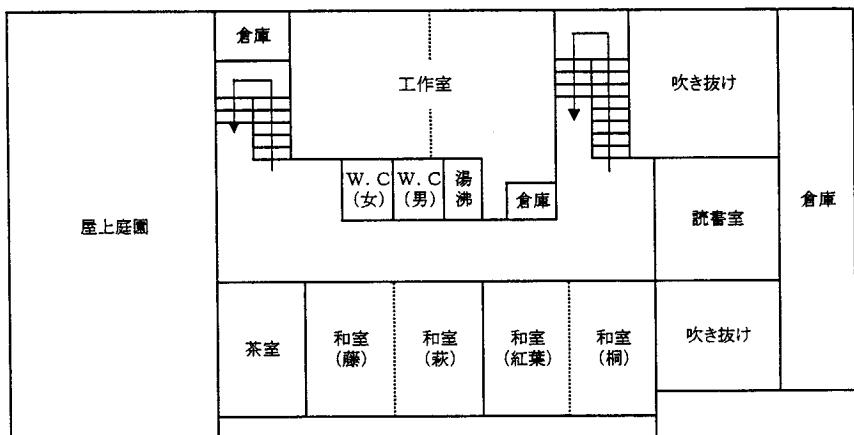
【添付資料】

- 1 位置図
- 2 見取図
- 3 施設概要
- 4 業務内容
- 5 平成 16 年度 利用実績
- 6 平成 16 年度 管理運営委託料精算書
- 7 案内チラシ
- 8 平成 17 年度後期 老人福祉センターのごあんない
(福祉局高齢福祉推進課作成資料)

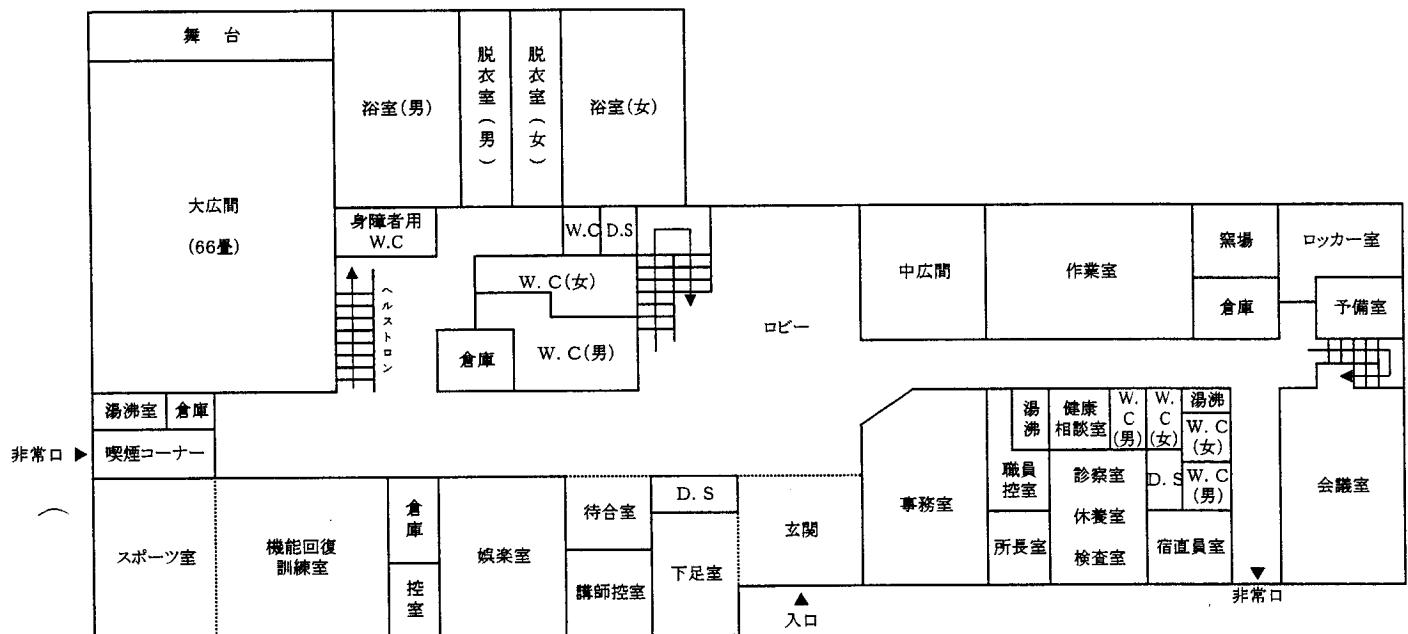


《見取図》 狩場緑風荘

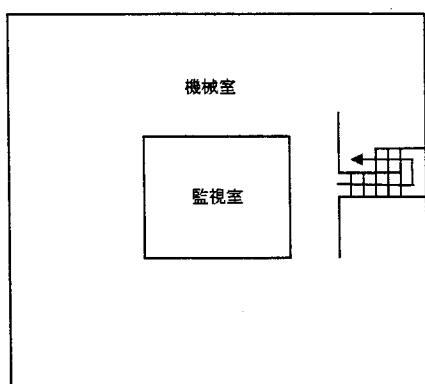
【2階】



【1階】



【地階】



施設概要

階数	室 名	面 積 (m ²)	施 設 内 容	利 用 内 容
地階	機械室・監視室	355.43	機械室・監視室等	施設維持管理
I 階	玄関ホール	74.16	案内板、下駄箱	施設案内、下足管理
	事務室	52.14	受付カウンター、事務室、所長室、職員控室	来館者受付、利用案内、管理運営事務等
	ロビー	46.88	テレビ、椅子、ロッカー	休憩、貴重品管理
	大広間	248.18	舞台、お茶セット等	カラオケ、休憩
	スポーツ室	52.50	卓球台（2台）	卓球等
	機能回復訓練室	92.80	エアロバイク	健康体操、運動による健康維持増進
	娯楽室	50.82	机、椅子	囲碁、将棋
	浴室（男・女）	178.73	ロッカー、脱衣室	入浴
	(浴室前)	—	(ヘルストロン4台)	健康維持増進
	講師控室	11.20	テーブル、椅子	講師控室
	中広間	39.94	特になし	民謡教室
	作業室	87.03	作業机、椅子、窓	陶芸、華道教室等
	健康相談室	11.31	机、椅子	健康相談受付
	診察室	22.56	机、椅子、ベット	健康相談、休養
	会議室	52.66	3人用テーブル、椅子	書道、詩吟、ペン習字教室、研修
	喫煙コーナー	10.38	灰皿、椅子、換気扇	喫煙
	ロッカー室	23.35	職員用ロッカー	更衣
	予備室	14.84	未使用案内板、道具等	—
	宿直員室	8.4	机、ベット、クーラー	防犯、警備
2 階	工作室	99.66	調理台、テーブル、椅子	栄養教室、水墨画、俳句教室
	茶室	29.45	茶道具一式	茶道、煎茶道教室
	和室（4室）	117.84	座敷机	俳句、折紙クラブ
	読書室	37.16	テーブル、イス、図書	読書
	倉庫	58.46	—	—
	屋上庭園	—	人口芝、花壇	散策
共通	男女便所	96.10	1・2階で5ヶ所	—
	湯沸室	12.81	1・2階で3ヶ所	—
	廊下・階段等	529.44	—	—
計		2,414.23	—	—

業務内容

1 所長及び常勤職員の業務内容

業 務 名	
総 括	施設の事務総括
一般庶務	休暇（コミュニティスタッフ勤務調整を含む）、出張に関する事務
	職員の保健、福祉に関すること
	発行物、広報に関する事務
	緊急時の対応、（風水害、事故など）に関する事務
	苦情、相談、要望に関する事務
連絡調整	区および市福祉局高齢福祉推進課との連絡調整に関する事務
文書事業	公印、文書に関する事務
	統計、報告に関する事務
自主事業	自主事業の企画、実施に関する事務
	「趣味の教室」の実施に関する事務
研 修	コミュニティスタッフの研修に関する事務
勤務報告	職員の勤務実績報告書の作成に関する事務
	コミュニティスタッフの勤務実績報告書の作成に関する事務
施設管理	委託業者との連絡調整に関する事務（検査確認）
	保安、防災、環境の保全に関する事務
	器具、備品保守点検に関する事務
経理事務	清算報告に関する事務
	収入に関する事務
	支払に関する事務
	備品台帳に関する事務
	納品の検査、確認に関する事務
受付補助	受付、案内などに関する事務（コミュニティスタッフとの連携）

2 コミュニティスタッフの業務内容

業 務 名	
受付事務	利用申込みの受付に関する事務
利用事務	利用当日の準備（物品の貸出しなど）に関する業務
確認事務	団体利用終了後の部屋、物品などの確認に関する業務
	利用後の清掃などの確認に関する業務
	閉館時の館内清掃、戸締り、機器の確認に関する業務
集計事務	入館者の集計に関する業務
案内事務	施設案内、遊具の貸出しに関する業務
環境美化	施設内外の清掃、整理整頓に関する業務
その他	利用物品確認、洗濯（座布団、椅子カバー）などに関する業務
	館内飾付けに関する業務
	大広間におけるカラオケの進行及び湯茶提供に関する業務

平成16年度 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘 利用者数実績

	開館日数	340日			
	男女別	男性	女性	計	比率(回)
個人別利用状況	鶴見区	59	4	63	0.06%
	神奈川区	927	532	1,459	1.34%
	西区	3,716	2,893	6,609	6.09%
	中区	4,463	489	4,952	4.56%
	南区	20,018	12,404	32,422	29.88%
	港南区	2,914	1,787	4,701	4.33%
	保土ヶ谷区	17,849	17,644	35,493	32.71%
	旭区	953	357	1,310	1.21%
	磯子区	869	284	1,153	1.06%
	金沢区	89	26	115	0.11%
	港北区	870	161	1,031	0.95%
	緑区	23	24	47	0.04%
	青葉区	18	1	19	0.02%
	都筑区	26	5	31	0.03%
	戸塚区	10,325	6,930	17,255	15.90%
	栄区	61	136	197	0.18%
	泉区	867	510	1,377	1.27%
	瀬谷区	182	71	253	0.23%
	その他	0	0	0	0.00%
	付添	4	17	21	0.02%
(a) 小計		64,233	44,275	108,508	100%
団体利用	趣味の教室	(1,728)	(3,881)	(5,609)	478回
	教室OB会	(2,625)	(7,357)	(9,982)	827回
	その他団体	(173)	(1,774)	(1,947)	71回
	福祉大学	2,472	1,882	4,354	61回
	(b) 小計	2,472	1,882	4,354	1,437回
その他	視察・見学	167	214	381	202回
	地域開放	34	15	49	4回
	(c) 小計	201	229	430	206回
合計(a)+(b)+(c)		66,906	46,386	113,292	-
1日平均利用者		196.8	136.4	333.2	
定員		250人	利用率		133.3%

【注意】「団体利用」の「(b)小計」について

「趣味の教室」「教室OB会」「その他団体」の人数(カッコ付きの数字)については上記の「個人利用状況」の人数に含まれているため、「小計(b)」の人数は、「福祉大学」のみの人数となります。

平成16年度 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘管理運営委託料精算書

1 収入決算額	70,131,000 円
2 支出決算額	70,131,000 円
3 差引額	0 円

内訳書

(単位:円)

項目	説明	金額
人件費		21,920,769
賃金	所長・主事・嘱託・コミスタ等 減額理由 交通費、コミスタ賃金等の減	20,214,693
社会保険	社会保険・雇用保険等	1,706,076
事業費		4,073,788
報償費	健康相談医・趣味の教室(13教室×2回)講師謝金	4,073,788
管理費		44,136,443
旅費		41,160
消耗品費	トイレットペーパー等処遇用消耗品・事務用消耗品等	812,224
燃料費	陶芸用釜・料理教室・大広間用光熱費	238,299
食糧費	利用者茶代等	210,000
印刷製本費		0
光熱水費	電気・水道	11,907,915
修繕費	建物小破修繕・設備修繕費	4,995,931
通信運搬費	電話料・郵券購入代	264,747
手数料	銀行振込手数料・各種検査手数料・施設賠償保険料	312,063
備品費	下足用コインロッカ一等処遇用備品費	3,218,650
会費及び負担金		0
保険料		45,420
借上料	事務機器リース料等	317,310
委託料	電気機械保守・消防設備・冷暖房・害虫駆除	21,772,724
合計		70,131,000

狩場緑風荘

TEL 742-2311

老人福祉センターは、高齢者のみなさんが、健康で明るい生活を営むために健康相談・健康増進や教養の向上及び趣味やレクリエーションなどの便宜を総合的に提供する施設です。みなさんのご利用をお待ちしています。

利用で きる方	1	●市内にお住まいの60歳以上の方及び付添者	建物の概要	
	2	●市内にお住まいの60歳以上の父母・祖父母	2階	工作室（栄養教室・水墨画等） 茶室、和室（4室） 読書室、屋上庭園
利用料	無 料			
利用方法	1	●受付で利用証を提示し、ご利用ください。	1階	大広間（カラオケ・休憩等） スポーツ室（卓球等） 機能回復訓練室（健康体操等） 娯楽室（囲碁・将棋） 浴室（男・女）、ロビー
	2	●初めての方は健康保険証、介護保険証、敬老特別乗車証、または運転免許証を受付に提示して、利用証の交付を受けてください。		中広間、作業室（陶芸・華道等） 健康相談室、診察室
	3	●団体またはグループで利用するときは、事前に申込をしてください。		会議室（書道等）、事務室
開館時間	午前9時～午後5時		地階	機械室
入浴時間	午前10時30分～午後3時30分			
健康相談	第1、第3金曜日 午後1時30分～		地階	機械室
休館日	毎月第4火曜日、年末年始			

【趣味の教室】

「詩吟・俳句・折り紙・民謡踊・水墨画・華道・書道・陶芸
・煎茶道・茶道・ペン習字・健康体操・栄養教室」の開講。

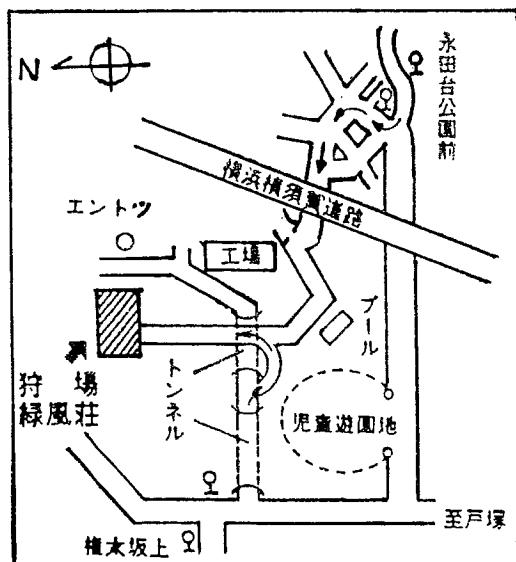
【交通案内】

- 保土ヶ谷駅東口から市バス・神奈中バス戸塚・東戸塚方面行「権太坂上」下車徒歩約7分
- 戸塚駅・東戸塚駅から市バス・神奈中バス保土ヶ谷駅・横浜駅・横浜駅西口行「権太坂上」下車徒歩約7分
- 蒔田駅・井土ヶ谷駅から市バス平和台行「永田台公園前」下車徒歩約10分

★ お願い

- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
- 売店はありません。食事は各自ご持参してください。
- 下駄箱のご利用で100円硬貨が必要です。ご用意をお願いします。この100円硬貨は、ご利用後戻ります。

【案内図】



老人福祉センターのごあんない

◎老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者のみなさんが健康で明るい生活を楽しむための施設です。大広間で仲間とくつろいだり、健康の相談をしたり、「趣味の教室」を受講して教養を高めたりなど、みなさんの生きがいづくりに御利用ください。

◎利用の御案内

- * 利用時間 午前9時～午後5時 ただし浴室等センターの利用時間と異なる施設・部屋があります。
詳しくはセンターまで。
- * 利用できる方 (1) 市内にお住まいの60歳以上の方及び付添者
(2) 市内にお住まいの方の60歳以上の父母及び祖父母
- * 利用方法 (1) 受付で利用証を提示してください。
(2) 初めての方は健康保険証、または敬老特別乗車証、または介護保険証を受付に提示して、利用証の交付を受けてください。
(3) 団体またはグループで利用するときは、事前に申込をしてください。
- * 利用料 無料
- * 施設内容等 大広間、娯楽コーナー、浴室またはシャワー室、健康相談室、機能回復訓練室、図書コーナー、和室、お茶室などの利用ができます。

◎健康相談について

横浜市医師会等の御協力により、血圧測定などの健康相談を行っています。
(ただし、診療行為は行いません。実施していないセンターもあります。)
相談日（センターにより異なります。）に直接受付をしてください。

◎趣味の教室について

みなさんの生きがいづくりの機会になるよう「趣味の教室」を開講しています。
美術や音楽、手工芸など文化系からダンス・体操などのスポーツ系まで幅広い講座があります。

- * 受講料 無料（教材費は自己負担です。）
- * 注意 (1) 同一開講期間内に1人1講座しか申込できません。
(2) 一度受講した講座には申込できません。
- * 申込方法 原則として、本人が来館のうえ、直接申し込んでください。
※センターによって申込期間・申込方法が異なりますので、各センターへ御確認ください。
注：喜楽荘は開講・募集時期が異なり、全教室開講月の前月に募集します。
- * 受講決定 申込み多数の場合は抽選により決定します。
- * その他 (1) 講座内容、受講日や時間帯、定員、募集期間等は「広報よこはま各区版」を御覧ください。
(2) 講座はいずれも初心者向けの内容です。
(3) 申込人数が定員に満たない講座は、開講しないことがあります。